

アジア女性基金の「女性尊厳事業」 —趣旨と成果

人が生きる権利や社会に参加する権利には、性による違いがあってはなりません。それにもかかわらず、女性の人権に対する社会の認識は依然として低く、武力紛争下での女性の人権侵害、性犯罪、人身取引、セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）、ドメスティック・バイオレンスなど、「女性に対する暴力」は、地域・国を問わず、絶えず発生しています。「女性尊厳事業」は、女性の人権や尊厳に対する社会の認知を高め、女性の人権を著しく侵害する暴力や虐待などの被害を未然に防止し、女性も男性も平和で自由に生きることのできる社会をめざす事業です。

「女性尊厳事業」の趣旨と成果について、主にこの事業に携わってこられた方々にお話をうかがいました。

有馬真喜子

（アジア女性基金理事、ジャーナリスト、前国連「婦人の地位委員会」日本代表）

橋本ヒロ子

（十文字学園女子大学教授、前アジア女性基金運営審議会委員 元国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）委員）

林陽子

（弁護士・前アジア女性基金運営審議会委員・国連人権促進保護小委員会委員）

松田瑞穂

（前アジア女性基金業務部長）

和田春樹

（アジア女性基金専務理事・事務局長、東京大学名誉教授）

渡邊千尋

（女性のためのアジア平和国民基金職員）

「女性の人権」の高まり

渡邊 アジア女性基金では、「償い事業」「女性尊厳事業」「歴史の教訓とする事業」の三本柱で事業を進めてまいりました。なぜ、アジア女性基金が「女性尊厳事業」という、現在起きている女性の人権侵害に取り組むようになったのか、その背景についてお話しいただけますか。



有馬真喜子
アジア女性基金理事、ジャーナリスト、前国連「婦人の地位委員会」日本代表

有馬 アジア女性基金は、第二次大戦中「慰安婦」とされた方々に、道義的責任を果たすために設立された財団ですが、「償いの事業」だけでは十分ではない、歴史の反省を踏まえて、現在でもなお多くの女性たちを苦しめている「女性に対する暴力」など、女性の人権の問題に積極的に取り組み、人権侵害のない社会を目指していかなければならないという考えがありました。

元「慰安婦」の方々は今もご健在ですし、同時に世界を見渡すと、各地で絶え間なく紛争が起き、さまざまな形の「女性に対する暴力」や人権侵害が行われています。私たちは単に、過去の戦争の償いをすればよいのではなく、現在起きている問題にも対処し、二度と「慰安婦」問題のような人権侵害が起きないよう、後世の人々に伝えていく役割もあります。「女性尊厳事業」に力を入れてきたのは、そういう背景がありました。

第二次世界大戦後締結された、サンフランシスコ講和条約（1951年）や日韓基本条約（1965年）の中では、「慰安婦」問題は取り上げられませんでした。なぜ取り上げられなかったかという点、当時は「女性の人権」という概念が確立されていなかったからです。「人権」一般については、とても大切だと考えられていて、例えばジュネーブ条約で捕虜の取り扱い規定はきちんと決められていましたが、その頃はまだ、「慰安婦」問題を女性に対する人権侵害と捉え、取り上げるという考えはなかったのです。

橋本 1995年に行われた国連第4回世界女性会議（北京会議）までは、国連でも「女性の人権」や「女性に対する暴力」というテーマは、ほとんど扱っていませんでした。そして、日本政府の国内行動計画の中にも、「女性の人権」という視点はありませんでした。

松田 NGOの側から言えば、1991年には韓国の金学順（キム・ハクスン）さんが、1992年にはフィリピンのロサ・ヘンソンさんが、かつて「慰安婦」であったと名乗り出たことがきっかけとなり、1993年の国連世界人権会議で、例えばトラフィキング（人身取引）や売買春などの現在起きている女性の人権侵害についても問題にしていこうという運動が、アジアの女性グループを中心にして盛り上がりました。その時私もその中にいたのですが、「慰安婦」問題が「女性に対する暴力」のシンボルとされ、日本政府につきつけられたのです。

有馬 私が「女性に対する暴力」という言葉を初めて耳にしたのは、1985年の第3回世界女性会議（ナイロビ）です。1975年の国際婦人年世界会議（メキシコ）や、1980年の「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）にも取材に行っていますが、そこではまだ「女性に対する暴力」は、人権侵害であるということは語られていません。1979年の国連第34総会で採択された「女子差別撤廃条約」に「女性に対する暴力」の概念が入っていないのも、そうした事情があると思います。

1989年の冷戦体制の崩壊によって、個人の人権が大きく意識されるようになり、「慰安婦」問題で言えば、1991年に金学順さんが初めて被害者だと声をあげられた。そして1992年には旧ユーゴスラビア紛争で、「民族浄化」の名のもとに女性たちが「集団レイプ」や「強制妊娠」の犠牲になったことが世界に衝撃を与え、「慰安婦」問題とリンクされて語られたわけです。

1993年の国連世界人権会議でも、「慰安婦」問題がクローズアップされました。「ウィーン宣言及び行動計画」では女性の人権の内容が詳しく述べられ、「女性に対する暴力」は女性の人権侵害であると初めて明文化されました。同じ年の国連総会では、「女性に対する暴力撤廃宣言」が採択され、女性に対する暴力特別報告者にラディカ・クマラスワミさんが任命され、国連人権高等弁務官も新設されました。

このように、「『女性に対する暴力』は女性の人権侵害である」という概念は、人権概念の発展の中で明確になってきたのだと思います。政府が、アジア女性基金の大切な事業の一つとして「女性尊厳事業」を位置づけたのは、「女性の人権」を尊重するという考えがなかったことが「慰安婦」問題を引き起こした原因の一つではないか、という問題意識を持ったからだだと思います。「女性の人権」に対する世界的な意識の高まりが日本政府を動かしたという面もあるのではないのでしょうか。

橋本 私は、1995年にはまだ国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）の仕事でタイにいたのです。常々、日本政府の、女性の人権や女性に対する暴力分野への対応が遅れていると思ってきました。日本は、セックスツアーなどのいろいろな問題を抱えているのにも関わらず、例えば女性の人身売買などの会議があっても、よその国の大使館は出てこられるのですが、日本政府だけ招待状を出しても来てくたさらないという状況が続いていましたから、フラストレーションがありました。ですから、初めて日本政府が予算をつけて「女性尊厳事業」を実施するというのであれば、これはもう絶対に参加するべきだと思ったのです。

有馬 女性の人権侵害は、「慰安婦」問題も現在起きている「女性に対する暴力」も、本質は同じですからね。アジア女性基金が「尊厳事業」を実施することは、必要なことだったと思います。

橋本 私もそう思います。日本政府が「尊厳事業」を女性基金の最初の事業計画に入れたということが、すごく大きな意味を持っていると思います。「慰安婦」問題を起こした背景に、女性の人権侵害があったのだという認識を持ち、それを二度と起こさないための「尊厳事業」を基金で実施したということは意義があることです。ですから、「尊厳事業」は「償い事業」を円滑に進めるためのつけ足しだとか隠れみのだと批判する人たちは、本質を分かっていない、理解しようとはしない人たちではないかと思うのです。本質的なことをやっているのを認めたくないという気持ちもあったのかもしれません。



橋本ヒロ子
十文字学園女子大学教授、前アジア女性基金運営審議会委員 元国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）委員

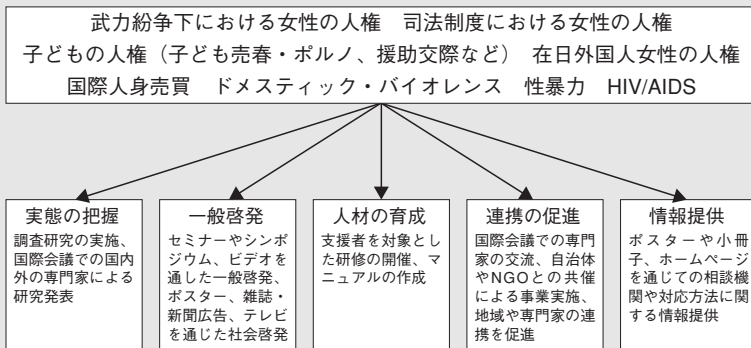
林 アジア女性基金のパンフレットの冒頭に、「アジア女性基金がめざすもの」という文章が書かれています。「女性に対する暴力のない国際社会を築くための事業を行っています」、「これらの諸事業を通じて、平和で自由かつ人権の尊重される社会の構築と、アジア近隣諸国等と我が国との友好に寄与したいと願っています」という言葉が入っているのですね。「慰安婦」問題というのは、国境を越えて起きた問題です。ですから、アジア女性基金がめざすのは、日本人が日本人のことだけをやるのではなくて、国際社会の中でも「女性に対する暴力」をなくしていくという

ことです。国際社会に貢献するためにアジア女性基金を設立し、政府がイニシアチブをとってきてやってきたということは、非常に重要なことだと思うのです。

特性と成果

「慰安婦」問題を二度と繰り返さないという決意のもとに、今日も続く女性の人権や尊厳を著しく傷つける暴力の問題について、実態の把握、一般啓発、人材の育成、連携の促進、被害者への情報提供を行ってきました。

取り組んできた問題は、以下のとおり、国際社会で最重要課題と認識されているものです。



- (1) いわゆる種まきとしての役割を果たした
- (2) 政府、全国自治体、NGO・NPO、国際機関等との緊密な協力関係ができた
- (3) 地域の連携を促進した
- (4) 地域や職種を超えた新たなネットワークを構築した
- (5) 全国的に事業展開ができた
- (6) 多角的な実施方法や選択で総合的なアプローチがとれた
- (7) 国に対するフィードバックができた

テーマの先見性

渡邊 アジア女性基金の事業は、国の予算で実施しましたが、NGOとしての独自性を保ってきました。このような特性を活かしたからこそ成果があがった点は、どんなことでしょうか。

橋本 アジア女性基金は、新しい課題を国に先駆けてやってきたと思いますね。これだけ内閣府、自治体や公的機関が「女性に対する暴力」について関心をもち、事業を展開し始めたのも、基金がイニシアチブを取ってきたことが大きかったと思います。政府がなかなか取り組めない、取り組み方が分からないからできないということが結構あると思うのです。

松田 なかなか国が動けないこともありますね。地方自治体は、法律ができれば予算がつきますから、それから総合的にできるわけです。それまでの間は、トラフィッキングにしろ、家庭内暴力にしろ、子ども虐待にしろ手が出せない。そこを埋めていくのがNGOの役割ですが、基金は先進的にそういう課題を取り上げてきたと思います。

何も流行を追ったり、全部の問題をまんべんなく取り上げてきたわけではなく、非常に明確に、過去の反省に立って、今の女性が直面している人権侵害や暴力をなくすことを目指してきたと思います。

女性への暴力の解決には国際協力が必須とされます。こういった問題については国際会議を行い、国際社会の中で日本がすべきことなどを討論しました。又、女性と司法の問題については、国連や国際NGOなどとの協力による問題提起などを行いました。

DVを取り上げたのが1998年で、いわゆるDV防止法が施行される4、5年前です。基金が事業を開始した頃は、DVはまだまだ個々の家庭の問題であるという社会認識が強く、自治体では着手の困難な問題でした。共催でフォーラムを実施した自治体からも、基金という外部の市民団体による投げかけがあったので取り組むことができた、地元のネットワークづくりのきっかけがくれた、という感想をいただきました。

また、基金は多くの刊行物を出してきました。1996年でしたか、児童の商業的・



松田瑞穂
前アジア女性基金業務部長

性的搾取に反対する世界会議（ストックホルム会議）に出た文章をいち早く翻訳したり、人身売買や女性と司法など、国際会議の報告書を翻訳して刊行しました。そのときは、本当に必要かどうかと結構疑問視されたのですが、5年後に日本で子どもの商業的・性的搾取の国際会議を開催したわけですから、それが何年後かに役に立つという仕事はしてきたと思います。

橋本 今、大学などで女性の人権や女性に対する暴力などの調査研究していますが、基金の資料がすごく役に立っています。最近なのです、日本で人身売買の調査研究が始まったのは。

林 事業を実施しているときには夢中でも、きちんと形に残しておかないと後に残らないですからね。出版物やビデオの形で作れてよかったと思います。これらの刊行物は、国立国会図書館の「インターネット情報選択的蓄積事業」（WARP）〈<http://warp.ndl.go.jp>〉でダウンロードできるのですね。

国際社会との緊密な連絡



林陽子
弁護士
前アジア女性基金運営審議会委員・
国連人権促進保護小委員会委員

林 なぜ、人身売買や「女性に対する暴力」の問題をいち早く取り上げられたかという点、一つには国際機関や国際社会との緊密な連絡があるからだと思います。役員の多くが国連に関わっていたという点で、国際情報のキャッチが早かったといえるのではないのでしょうか。

国連の人権メカニズムの中で、女性の人権について何が問題になっているかという理解は、格段に早く深くてきたのではないかと思います。人的なネットワークを活かして、国際的に活躍されている方々を日本に招聘することができたし、国際会議などの報告書を日本語に訳して出せたことは、ある意味、日本社会に対する貢献だだと思いますね。

当事者の声を聞く

有馬 当事者や支援者の声を聴きながら、身近な暴力の問題にも取り組んできましたね。

渡邊 「女性の人權」に多くの人の関心が向けられることが問題の改善に欠かせないと思います。誰もが自分の身近に起きている暴力に目を向け、遠くにあると感じる問題を自らにひきつけて考えて欲しいと、ドメスティック・バイオレンス（DV）や性虐待の問題を取り上げてきました。自分が生まれる前に起きたことであっても、名前もよく知らない遠い国での出来事であっても、実は、いま私たちの身近なところで起きている暴力と問題の本質は同じだと気づくことが大切だと思います。「慰安婦」にさせられた女性たちは、被害を受けたことを長い間誰にも打ち明けられずにいました。それは、DVや性虐待の被害者と同じです。加害者に責任があるのにもかかわらず、被害者が負い目を感じるのをおかしなことです。周囲の人や社会からの偏見や無理解が被害者を沈黙させているのです。

しかし、この10年間に被害者や支援者の努力が世の中を動かし、DV防止法、子ども虐待防止法等もでき、“ドメスティック・バイオレンス”、“虐待”という言葉も、誰もが普通に話すようになったのは大きな変化だと思います。基金の事業の多くは、自治体、市民やNGO、専門家との共催や協力の下に行なわれましたが、この連携が可能となったのは、地域での問題意識の高まりがあったからだと思います。このような市民と行政との連携があってはじめて、地域社会で実際に役立つ啓発活動や研修事業ができたのです。「女性に対する暴力」の問題は、縦割りの組織や考え方、限られた機関では満足に対応できるものではありません。地域社会全体の理解と協力が必要です。

有馬 「援助者育成のためのワークショップ」という研修事業は、7年間で約80回、全国の支援者を対象に行いましたね。

渡邊 DVや性暴力を受けた女性や子どもに直接関わる現場の支援者向けの研修で、延べ3,000人を越える方に受講していただきました。「当事者の立場にたった支援とは」何かを考えながらテーマを選定しました。被害者や支援者がどのような状況にあるのか、また何を必要としているのか、電話、ヒアリング、アンケート等の調査を実施してニーズの把握に努めたところ、7年前は、支援者に暴力の知識があまりなく二次被害（被害者が支援者の配慮のない言葉によって更に傷つくこと）と、支援者のバーンアウト（燃えつき症候群）が問題になっていました。DVや虐待はとても過酷な問題なので、支援者も疲れ果ててしまうのです。よりよい支援のために

は、支援者もサポートしていかなければならない。今後、どうしても組織的なバックアップ体制を作ることが必要だと思います。

有馬 支援者が被害者と同じように傷つくという二次受傷の問題は、携わっている人でないとなかなか分からないですね。私も関わっていた組織で、最初、相談員からスーパーバイザーを月1回つけて欲しいと言われ、「何でそんなにたくさんいるの」とか、「予算削るぞ」なんて言った覚えがあります。

国は法律をつくり現場に実施しなさいと言うけれど、実際に担う人はとても大変ですからね。基金はその中身を埋めていったということですね。

「女性に対する暴力」ひとつとっても発展していくわけですよ、事業そのものが。やってみなければ分からないことも多い。時代が変わっていくし新たに法律もできてくる。それに併せて柔軟に対応することが必要ですね。

渡邊 テーマはだんだん変わってきました。当初は被害を受けた女性に対する直接支援が重要な課題でしたが、DVの場合、暴力を目撃している子どももれっきとした被害者です。実際に暴力の被害にあう確率も高いのに、子どもたちのケアは置き去りにされてきました。これからは、子どもと母親の支援を並行して行う必要があると思います。また緊急に必要とされる住まい、経済的自立、子どもの教育、医療問題など、包括的なプラン作りが必要です。

今後、最も重要になるのは人材の育成であり、女性の自立を育む環境づくりではないでしょうか。若い世代への教育も大切です。高校生や大学生を対象にした暴力防止プログラムを実施しましたが、学校や地域で、暴力の問題にもっと関心を持ち、こうしたプログラムを導入して欲しいと思います。

松田 なぜ支援者を育成するのかというと、結局、二次被害を防いで被害者にとってよりよい支援をすることですから、まさしく基金がめざしてきた被害者支援なのです。「償い事業」で、「慰安婦」にされた女性たちのメンタルケアが必要とされていますが、フィリピンでは、ケアマネージャーがきちんと対応してくれるように努力しました。「償い事業」を補完する形で「女性尊厳事業」は効果をあげていたと思います。

今後の課題

渡邊 基金での経験や実績を踏まえ、今後の課題についてお話しいただけますか。

バックラッシュ

有馬 バックラッシュは大きな課題ですよ。かなり本質的なものにかかわる問題だろうと思うんです。私は、国連の女性問題に、取材と行政側とで30年ぐらいかかわってきたのですが、女性問題や女性の人権について国連が果たしてきた役割はすごく大きいと思うのです。その意義の一つは、国際基準をつくってきたこと。もう一つは、世界会議等を開催し注目を集めて各国への啓発を促し、法律も変えてきたことです。いま、その国連でもバックラッシュ的な動きがあります。各国の政策に影響を与えないか、その辺の問題は重要だと思います。

日本でも第2次の男女共同参画基本計画から「慰安婦」問題への言及が落ちました。第1次にはあったし、女子別撤廃委員会からも取組みを求められているのですが。

女性と貧困

有馬 アジア女性基金の蓄積を無にしていけないと、基金とは別の「女性の人権」のためのNPOを多様な方々と共に設立しました。女性の人権を推進する活動に、引き続き取り組んでいこうと思っています。

橋本 今度、「貧困と女性」をテーマに取り上げます。日本も大きな格差社会になり、女性たちが貧困層のマジョリティーになりつつある。特に、高齢者や母子家庭はどんどん貧困化している。内閣府は、バックラッシュ対策かもしれないのですが、そういうところに目を向けず、女性の再チャレンジだとか理工系の女性とか、とにかくガラスの天井を突き破ることを業界と一緒にやろうとしている。

母子家庭の母親が一日にいくつかのパートを掛け持ちで、朝も昼も夜も働いている状況については無関心です。内閣府は、国内の調査ももっとすべきだと思うのです。例えば生活保護を受けている人たちの世帯主の男女比をだして、女性貧困白書なんていうものを出せばいいんじゃないかと思います。研究者の問題提起もあるのですから、もっときちんと政策に反映させるべきだと思います。

外部評価

和田 「尊厳事業」はどのような評価をされているのか。そして、その事業がなくなるといふことについて、社会にどのような影響を与えるのか、その点について話していただけますか。

有馬 国際的評価で一つ申し上げておきたいのは、「女性に対する暴力」の国連特別報告者ラディカ・クマラスワミさんは、報告書の中でアジア女性基金の事業を取り上げ、一定の評価をしていることです。尊厳事業についてもそうで、最終報告書では一つのパラグラフをあてています。



和田春樹
アジア女性基金専務理事・事務局長、
東京大学名誉教授

林 そうですね、彼女は1996年の報告書で、「道義的な見地に立ってアジア女性基金がやっている事業は評価できるが、それが国際法のもとでの法的責任を果たすことにはならない」と書いています。「個人の権利、さらに被害者のニーズとは何かを考え、「慰安婦」にされた方々が高齢であることを考えて、政治的なリーダーシップを発揮してきた」ことを評価し、「何らかの建設的な措置として今後の活動に期待したい」とも言っています。

差別防止少数者保護小委員会（現・国連人権促進保護小委員会）は、「慰安婦」問題について1992年以降取り上げてきました。そして、この問題について日本政府、日本国民がとった行動については、「前向きに対応」としてこれを認めています。



渡邊千尋
女性のためのアジア平和国民基金職員

渡邊 基金は、発足当時から政府の責任逃れの「まやかし」的存在だと批判を浴び事業を実施するには困難を極めました。この10年間に積み上げてきたものは大きかったと思います。これらの事業に期待する声もあがり、ますますの充実が望まれるようになっていました。

着実に協力者が増え、全国各地の当事者や支援者から、相談、刊行物やポスターの依頼、会議や研修などの問い合わせがあったのも、基金が全国的に事業を展開し、迅速に対応できる機動力があったからだと思います。なによりも地道に実績を積んできたことが信頼につながったのではないのでしょうか。

アジア女性基金の蓄積や築き上げてきたものを、何か形あるものにつなげて欲しいという要望もあります。支援者向けの研修事業がなくなることについて、存続を望む声も寄せられています。

女性の人権など、社会的認知の得にくい問題は、NGOをはじめ、国や地方自治体、企業も一緒になって取り組まなくてはならないと思います。その中心になって連携を築く、全国的なネットワークの拠点のようなものが必要とされているのではないのでしょうか。

林 普通、NGOは、エネルギーのほとんどを資金集めに注がなければならないといえます。9割くらいはお金の心配で、1割で活動するような状況です。アジア女性基金に国の予算がついたということはやはりすごいことだったと思いますね。

橋本 内閣府男女共同参画局の事業予算がわずか年間4億です。ですから、「女性尊厳事業」に国が予算をつけたということは、とても評価できることだと思います。日本では純然たるNGOの場合、本当にお金がなくて活動が制約されます。例えば、活動の内容を深めるための専門家をお願いすることも難しい。海外から専門家を招聘するにしても、財政的、人的に困難です。これまで基金が作って広く国内外に配布してきた和文、英文のいろんな資料をこれから作れなくなるのは、日本としても大きな損失ではなからうかと思えます。

有馬 内閣府もグローバル政策対話などをやっていますが、結局、政策サイドや政府の人ばかりなのです。民間の声が反映されることがなかなかない。例えば、基金ではアフガニスタンや東ティモール、スリランカで武力紛争を経験してきた女性たちに来ていただいて、国際会議を大阪の堺で開催しました。400人位の一般の人たちが集まって、被害を受けた女性たちの話を聞いた。新聞も報道したし、それは、ものすごい刺激になったと思います。そういう機会が少なくなってしまうことですね。

松田 先進国ではNGOがとても強い。日本と比べて大きな違いです。NGOが強い国は、政府の税金から活動資金が出たり、企業の社会貢献としてスポンサーがつくわけです。日本のNGOは、税金のバックがないわけだし、スタッフが少ないとい

うハンディがあると思います。他の国のNGOには、こういう日本の事情が分からないわけですよ。これは、日本のNGOだけではなく、政府にとっても不利なことです。政府が税金の一部を使ってNGOを育てないと、これからの国際社会のなかで、日本は取り残されてしまうと思います。

橋本 日本政府は女性の人権問題に対して、もう少しお金を出していろいろなことをしないと、ますます女性の人権分野では後進国になってしまいます。日本の女性の社会的地位は、国際的に非常に低いという状況はひどくなります。それを変えていくためには「女性の人権」意識を高める努力をして欲しいと思います。そうしないと、国際社会への貢献もできませんし、日本政府に対する国際社会からの厳しい見方にもつながると思います。

いまだに性による差別があり、いわれなき暴力や非人道的な扱いに苦しんでいる女性や子どもたちが、世界各地にいます。日本政府には、アジア女性基金の積み上げてきたものをより充実した内容に継続発展させていくためにはどういった方法があるのか、前向きな方向で検討してほしいと思います。